

「環境との調和への配慮」に対する取組方針

(制定)平成18年9月8日付18高耕地第561号

(改正)平成19年4月9日付19高農基第 56号

農業基盤課が所管する農業農村整備事業(以下「事業」という)における「環境との調和への配慮」について、客観性・透明性を確保し事業の円滑な推進を図るためには、調査・計画の段階で、専門家や地域住民の代表等から環境に関して意見交換や情報収集を行い、地域の合意形成に努めることが重要です。

このため、県及び市町村が実施する事業においては、下記により環境との調和に取り組むものとします。

記

1. 対象事業

次のいずれにも該当しない全ての事業を対象とします。

地すべり対策事業

『維持』『修繕』『災害復旧』に係る事業

2. 「環境配慮基本方針」の作成

対象事業のうち、県営事業では全ての地区において、「環境配慮基本方針」を作成するものとします。(参考資料 (作成例)参照)

「環境配慮基本方針」は、事業を実施する農業振興センターやその職員一人一人が、当該事業を実施する上で環境への配慮にどのような姿勢で取り組むかという基本的精神・「憲章」的性格を有するものとして、各農業振興センターが主体的に取りまとめるものです。

3. 「環境に係る情報協議会」の設置

高知県では、対象事業地区毎の「地区環境情報協議会」(以下「地区協議会」という)と、全県的な調整を行う「高知県農業農村整備事業環境情報協議会」(以下「県協議会」という)の2段階の組織をつくり、環境に関する意見交換等を行うものとします。

地区協議会は、1.の対象事業に該当する全ての県営・団体営事業地区で設立してください。

4．地区協議会・県協議会の目的と役割分担

(1) 地区協議会の目的

環境は地域によって多様であり、またそのとらえ方も地域によって異なります。このため、地域の実情に即しつつ環境に対して適切な配慮を検討するとともに、持続可能な配慮の具体的な内容について地域の合意形成を進めることを目的とします。

(2) 県協議会の目的

環境に関する専門家等で構成する県協議会は、全県的・全国的な視点にたった意見交換を行うとともに、専門家から情報提供等を行うことを目的とします。

(3) 県協議会の役割

県協議会は、基本的に県営事業地区の「環境との調和への配慮」に関して、意見交換等を行う機関とします。これは、県営事業地区は事業規模が大きく、環境との調和へ配慮した事業実施には、環境に関する専門家との意見交換等が欠かせないとの考えによるものです。

団体営事業地区については、県協議会での意見交換を必須とはしませんが、県協議会を活用できるものとします。希少種の有無等により地区協議会が「県協議会での意見交換が必要」と判断する場合や、事業主体の方針で県協議会の活用を希望する場合は、当該市町村長からの申し出を行ってください。

5．地区協議会の構成

地区協議会は、基本的に次のメンバーで構成します。

- ・ 農業振興センター
- ・ 市町村（事業実施関係課）
- ・ 教育委員会、中学・高校教師等の環境に関する専門知識を有する者
- ・ 農業関係受益者の代表（土地改良区等）
- ・ 地域住民の代表

6．地区協議会及び県協議会における意見交換等の段階

(1) 地区協議会における意見交換等の段階

地区協議会における意見交換・情報収集等は、当初事業計画策定・変更事業計画策定の各段階で行うほか、事業実施期間中、事業完了後も必要に応じて適宜行うものとします。

特に、県協議会において意見交換等を行う場合は、必ず事前に地区協議会を開催して、「環境配慮個票」(別紙様式 - 1)をとりまとめ、県協議会に提出してください。

(2) 県協議会における意見交換等の段階

県協議会における意見交換等は、基本的に当初事業計画策定・変更事業計画策定の各段階で行うものとします。また地区協議会の判断等により、事業実施期間中、事業完了後も必要に応じて適宜行うことができるものとします。

7. 地区協議会における活動内容

地区協議会においては、特に下記の事項について意見交換、情報収集を行うものとします。

(1) 周辺地域の状況把握

- ・ 地域の自然環境に関する特性
- ・ 地域での環境に関する取り組み事例
- ・ 希少種等に関する情報収集

(2) 地区の整備方針

- ・ 田園環境マスタープランとの整合
- ・ 対策（環境配慮）に関する基本的な考え方
- ・ 施設の維持管理等に関する基本的な考え方

8. 環境調査等の実施

当初事業計画策定段階においては概査を行うこととします。概査とは、該当市町村の「田園環境マスタープラン」や既存文献資料によって地域の自然環境の状況を把握するとともに、環境に詳しい地域の有識者や高齢者からの聞き取り、簡易な現地踏査等により、希少動植物など配慮すべき生態系等に関わる基礎的な情報収集を行うことです。

当初事業計画策定段階の地区協議会及び県協議会においては、この概査の結果をもって意見交換等を行うこととなります。

工事実施前には、地区協議会及び県協議会における環境に係る専門家からの指導・助言を踏まえたうえで、必要に応じ環境調査を実施し、工事が環境に与える影響を検討するとともに、環境負荷や影響の回避・低減を図る方策について、経済性や施設の維持管理面を含めた検討を行うこととします。

環境調査の実施における調査方針（下記）は、地区協議会及び県協議会における環境に係る専門家からの指導・助言を踏まえて決定することが重要です。

また、調査結果の取りまとめに際しても、必要に応じ県協議会との意見交換を行うものとします。

【「環境調査の調査方針」の主な内容】

- ・ 調査範囲（場所）
- ・ 調査項目

- ・ 調査方法（手法）
- ・ 調査時期
- ・ 調査頻度
- ・ 影響の評価手法
等

9 . 「環境との調和への配慮」に基づいた工事の実施

事業を実施する県及び市町村は、農業農村整備事業の事業目的である生産性の向上・農村の振興を念頭に置き、これらの事業目的を達成しつつ、環境への負荷や影響をできる限り低減し、さらには良好な環境を形成するという視点に立って、環境調査の結果等を踏まえ環境に配慮した工事の実現を目指すものとします。

10 . 議事の公開について

地区協議会・県協議会における議事録等は、透明性確保の観点から公開を原則としますが、希少野生生物の生息情報等で公にすることにより環境保全に支障を及ぼす恐れがある情報については非公開とします。

(参 考)

1 . 「田園環境整備マスタープラン」について

市町村が主体的に取りまとめた、中長期的な農業振興地域全体に係る環境のあり方や事業に際しての環境配慮の基本方針で、「環境創造区域」と「環境配慮区域」の設定を行っています。

環境創造区域・・・農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域

環境配慮区域・・・工事を実施するにあたり、工事の影響緩和や環境に配慮した工事の実施を行う区域

2 . 国の審査における「環境との調和への配慮」に係る留意事項

国の新規採択希望地区審査は、以下の事項に留意して審査されています。

(1) 「田園環境整備マスタープラン」と整合が図られているか。

- ・マスタープランで保全すべきとされている生態系について有効な対策が講じられているか
- ・マスタープランで配慮すべきとされている事項について有効な対策が講じられているか
- ・その他当該事業計画が関係するマスタープランと整合が図られているか

(2) 動植物の生息・生育状況、生息・生育環境、景観を構成する地形・土地利用・環境要素など、地形の環境が的確に把握されているか。

- ・必要な項目・方法により調査が実施されているか
- ・対象施設が生物の生息や景観形成等に果たしている役割が整理されているか

(3) 保全すべき動植物等について有効な配慮対策が講じられているか。

- ・対象施設別に環境影響の程度は明らかにされているか
- ・環境影響を踏まえ、対象施設別に環境配慮対策が十分に検討されているか

(4) 環境配慮は環境情報協議会における意見交換の内容を踏まえたものとなっているか。

- ・協議会が形式的なものになっておらず、十分活用されているか

(5) 農家を含む地域住民の参加や合意形成を図っているか。(対象施設の維持管理、費用負担等に関する調整が行われているか。)

- ・地域住民の参加や合意形成に関する取組、環境相談員の意見聴取等が行われているか
- ・環境配慮対策施設の維持管理、費用負担等に関する調整が行われているか